出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 54(才)413	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 52(ネ)1868
裁判年月日	昭和 54 年 11 月 30 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 12 月 18 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 128 号 139 頁		

判示事項	医療法人による建物の不法占有について理事個人の不法行為責任が認められた
	事例
裁判要旨	医療法人に対して建物明渡を命ずる判決が確定しているのにかかわらず、理事
	において、新たに患者を入院させることを中止し、既に入院している患者を転
	退院させ、更には右建物での病院の業務を廃止するなど右建物を明渡すべき努
	力をしなかつたが、もしその努力をしておればおそくとも判決確定後二年三箇
	月後には右建物の明渡が可能とみられるなど原判示の事情のもとにおいては、
	右期間経過後も右建物の占有を継続したことによる賃料相当の損害について
	は、各理事も不法行為責任を免れない。

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人小原栄の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、その挙示の証拠関係に照らして是認することができ、 右事実関係のもとにおいては、上告人らに不法行為責任があるとした原審の判断は正当とし て是認することができる。原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の適法にし た事実の認定又はこれに基づく正当な判断を非難するに帰し、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 鹽野宜慶 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 栗本一夫 裁判官 木下忠良 裁判官 塚本重頼)

※参考: 判例タイムズ 404 号 60 頁、判例時報 953 号 59 頁